

市庁舎等電話設備保守点検業務委託(その1)仕様書

(総 則)

第1条 本業務委託は、岡山市役所本庁舎、分庁舎、岡山市保健福祉会館及びほっとプラザ大供（以下「市庁舎等」という。）の電話設備の保守点検業務を行うものであって、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び本仕様書その他関連法規などに基づき、本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い誠実に履行しなければならない。なお、受託者はこの業務を履行するに当たって、必要とする資格や認定など法律上の要件を満たさなければならない。

(対象設備)

第2条 受託者は、建築保全業務共通仕様書に基づき、次の電話設備（以下「対象設備」という。）の保守点検業務を行うものとする。

	本庁舎	議会棟	分庁舎	保健福祉会館	ほっとプラザ大供
電話交換機	IPPF65D2 Will Call , iPPF-S	←	←	LEGEND-V	iPPF-S
局線中継台	IPPF65D2用 5台				
市内専用線	LD2回線 (水道局⇒本庁)				
	LD2回線(本庁⇔大供)				
	LD1回線 (本庁⇔土木農林分室)				
	専用線(8回線)				
私設専用線	LD16回線(本庁⇔会館)				
	デジタル中継線1回線 (本庁⇔会館)				
	LD2回線 (本庁⇔消防局)				
保守コンソール	1			1	
警報盤	2				
電源装置	整流器三相200V100A			一体型	一体型
蓄電池	PS50V/450Ah2セル			12V/24Ah4セル	PE12V/24Ah2セル
その他	IVR装置				
	トキ装置, DSU等				
電話機(参考)	932/多機能17	多機能62	258	355/多機能28	23

2 業務内容は次のとおりとする。ただし、天災地変、その他外部的圧力等の被害による原状回復又は設備の老朽化に伴う取替、大規模な新設又は移設に伴うものを除く。

- (1) 交換機の修理，設定内容の変更及び予防保守等
- (2) 上記の電話機等の保守及び修理
- (3) 電話台帳の整理
- (4) 内線電話機等の新設，移設，撤去等
- (5) 新庁舎移転に伴う現庁舎内の電話機・機器撤去及びデータ変更等
(作業内容及び期間は監督員と別途協議とする)
- (6) 緊急時の対応
- (7) その他監督員が指示する作業
(委託期間)

第3条 委託期間は，下記のとおりとする。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和8年11月30日まで
- (2) 履行準備期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日まで
(履行日時)

第4条 通常業務は別紙に示す日の8時30分から17時15分までとする。ただし，監督員から指示のあった場合はこの限りでない。

(報告)

第5条 対象設備に問題が発生若しくは予見できる場合は，受託者は速やかに監督員に報告しなければならない。

- 2 保守報告書を毎週提出しなければならない。

(緊急連絡対応)

第6条 受託者は，休日及び時間外に於いても連絡ができる対策を講じなければならない。

- 2 監督員から連絡があった場合には速やかに技術者を派遣し，応急処置及び点検などを行わなければならない。

(委託料の支払)

第7条 契約金額を令和8年4月から令和8年11月までの8か月で等分した金額を月額委託料とし，令和8年3月分の支払はない。ただし，1円未満の端数が生じるときは最初の支払月に支払うものとする。

(費用負担)

第8条 保守点検及び修理に必要な機器，工具はすべて受託者の負担とする。電話機，モジュラーケーブル等消耗品は発注者負担とする。電話交換機の修理は別途協議とする。ただし，地震等天災地変，その他の不可抗力により生じた一切の復旧は軽微なものを除きこの限りでない。

- 2 機器の破損又は部品（ビスその他小部品を除く。）の取替えの必要がある場合は，監督員の承諾を受けてから行うものとする。

(安全管理)

第9条 受託者は、委託業務の履行に当たり、事故防止と安全確保に万全の措置をしなければならない。

(引継)

第10条 受託者は委託期間満了時には、次期受託者と円滑に引継を行うこと。なお引継に係る費用は全て現受託者の負担とし、委託期間中に作成し使用したマニュアル等についても、本市及び次期受託者に無償で提供すること。

※本庁舎、議会棟及び分庁舎は新庁舎移転完了(11月完了予定)をもって保守業務を終了する。以降はR9.3.31までの保守業務を別途発注する(保健福祉会館、ほっとプラザ大供) R9年度以降は別途発注している「新庁舎総合管理業務」の中で保守を行う。